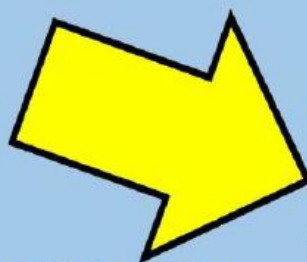


全ての自転車利用者に対する 乗車用ヘルメット着用が **努力義務化**されます (令和5年4月1日から施行)



通通勤時の
自転車乗車時も
忘れないでね♪



自転車利用時は必ず ヘルメット着用！

自転車安全利用5則

※令和4年11月1日改正

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車使用上のお願い

- 1 ブレーキ、タイヤ、反射材、ハンドル、ベル、チェーン、ライトなどチェックポイントを重点的に点検し、整備された自転車を利用する。
- 2 自転車は「車両」であるということを自覚する。
- 3 通学などには点検済の証明である「TSマーク」を貼った安全な自転車を利用する。

〈 自転車安全整備制度「TSマーク」 〉

整備不良自転車をなくし、自転車の安全な利用の推進により、交通事故防止を図る目的で、昭和 54 年に創設された道路交通法に基づく制度です。

- 自転車整備士が自転車整備店(上記の店章を掲出している自転車販売店)で整備して基準に適合した安全な自転車であることを確認し、その証票としてTSマーク(TSとは TRAFFIC SAFETY の略)を自転車に貼付するとともに、自転車の安全な利用についても指導します。
- TSマークには、事故時に自分がけがをした場合に対処できる傷害補償と、歩行者や自転車利用者にけがを負わせた場合などに対処できる賠償責任補償が付帯されています。(有効期間は1年)

青色TSマーク

	傷害補償	○入院15日以上	(一律)	1万円
		○死亡・重度後遺障害(1~4級)	(一律)	30万円
	賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1~7級)	(限度額)	1,000万円

赤色TSマーク

	傷害補償	○入院15日以上	(一律)	10万円
		○死亡・重度後遺障害(1~4級)	(一律)	100万円
	賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1~7級)	(限度額)	1億円
	被害者見舞金	○入院15日以上	(一律)	10万円

緑色TSマーク

	傷害補償	○入院15日以上	(一律)	5万円
		○死亡・重度後遺障害(1~4級)	(一律)	50万円
	賠償責任補償	○死亡・傷害(すべての人身事故) ※示談交渉サービス付き	(限度額)	1億円

自転車事故と損害賠償

きちんと整備をしても、安全運転をする意識がなければ交通事故の加害者になってしまう場合があります。加害者になってしまった場合、被害者に対して損害賠償を支払う場合があります。

1 男子小学生が運転する自転車による人身事故(平成 20 年 9 月/兵庫県)

夜中、マウンテンバイクを運転していた当時小学 5 年生の男の子が、歩行中の 62 歳の女性をはねる。女性は、頭蓋骨を骨折し、重い後遺症を負った。

→平成 25 年 7 月に神戸地裁は保護者に 9,521 万円の賠償を命じる。

2 ながら運転の自転車による死亡事故

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。

→令和 2 年 7 月に高松高裁は 9,330 万円の賠償を命じる。

3 自転車の斜め横断による事故

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男子会社員(24 歳)と衝突。男子会社員に重大な傷害(言語機能の喪失等)を負わせる。

→平成 20 年 6 月に東京地裁は 9,266 万円の賠償を命じる。

4 ながら運転の自転車による死亡事故

男性が夕方、ペットボトルを片手に自転車で下り坂を高速で走行。スピードを落とさず交差点に進入した際、横断歩道を横断中の 38 歳女性と衝突。女性は、脳挫傷等で 3 日後に死亡した。

→平成 15 年 9 月に東京地裁は 6,779 万円の賠償を命じる。

5 信号無視の自転車による死亡事故

男性が日中、信号無視して高速で交差点に進入。このとき、青信号で横断歩道を歩行中の 55 歳女性と衝突。女性は、頭蓋内損傷等で 11 日後に死亡した。

→平成 19 年 4 月に東京地裁は 5,438 万円の賠償を命じる。

6 ながら運転の自転車による人身事故

スマートフォンを操作しながら自転車を運転していた当時 16 歳の女子高生が、歩行中の看護師女性(57 歳)と衝突。被害者女性は手足に痺れが残って歩行困難になり失職した。

→平成 17 年 11 月に横浜地裁は女性に 5,000 万円の賠償を命じる。

以上のように、近年自転車事故の損害賠償が高額化している傾向にあります。自転車も車両の一種ということを意識し、法令やマナーを守り運転しましょう。

赤色TSマーク付帯保険の補償内容と支払い対象

補償内容	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
●死亡又は 重度後遺障害 (1～4級) 一律 100万円 ●入院15日以上 一律 10万円	●死亡又は 重度後遺障害 (1～7級) 限度額 1億円	●入院15日以上 一律 10万円	
TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(同乗者も含む)が、国内の事故により、事故の日から180日以内に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1～4級)を被った場合及び入院15日以上の場合に該当する場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(同乗者)が、死亡又は自賠法で定める重度後遺障害(1～7級)を負ったことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	TSマークが貼付された自転車に搭乗中の人(加害者)が、第三者(被害者)に傷害を負わせ、その第三者が入院15日以上となった場合(法律上の損害賠償責任を負う場合) ※被害者見舞金10万円は、加害者から保険金を請求していただき、そのうえで、保険会社から被害者に支払います。(加害者には支払いません)	
・賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ・搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。借りて搭乗していた方も適用になります。 ・搭乗中とは、自転車から降りて押して歩いている場合も含まれます。 ・事故は、道路路上に起きたものに限られません。			
【共通】 ・盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ・道路以外の場所での競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ・自転車搭乗者の故意による事故、地震、噴火、津波による事故 【傷害補償】 ・頸部症状群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの 【賠償責任補償・被害者見舞金】 ・同居の親族・同乗者に対する傷害や賠償事故・対物損害等 ・暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払いできないことがあります。			

自転車は自動車と同じ車両です。
きちんと点検整備した安全な自転車で
ルールを守り安全運転に心がけましょう。

みんなで守ろう 自転車安全利用5則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号遵守と交差点での一時停止・安全確認を行きましょう。



③ 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯しましょう。



④ 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。



⑤ ヘルメットを着用

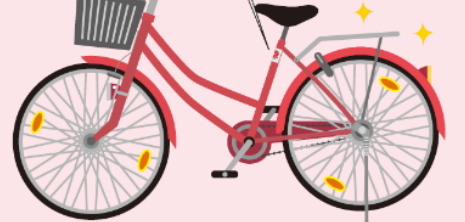
自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



自転車に赤色TSマークで 安全・安心!



TSマークは
点検・整備に付帯した
自転車向け保険です



プロの自転車整備士による点検・整備で安心

赤色TSマーク付帯保険

賠償責任補償(限度額) 最高**1億円**
傷害補償(死亡・重度後遺障害) 一律**100万円**



公益財団法人 日本交通管理技術協会

TS マーク

検索

〒162-0843 東京都新宿区西谷田町2丁目6番 エアマンズビル市ヶ谷
TEL. 03-3260-3621 URL https://tsmark.jp/

知ってますか? 赤色TSマーク



手続きは簡単

お近くの自転車安全整備店で、点検整備(有料)を受け、TSマークを貼ってもらうだけ!

年齢に制限なし

年齢に関係なく、どなたでも入れます!

誰が運転しても補償の対象

TSマークが貼付された自転車であれば、原則どなたが運転しても補償の対象となります!

もしもの時に安心

傷害補償と賠償責任補償、被害者見舞金がセットになっているので、もしもの時に安心です! 赤色TSマークは賠償責任補償の限度額が**1億円**。安心が広がります!

※「TS」は、TRAFFIC SAFETY(交通安全)の頭文字をとったものです。
※付帯保険の内容については、裏面・左ページをご覧ください。

お近くの自転車安全整備店の検索はこちら



自転車安全整備店

検索

https://www.tmt.or.jp/safety/index1.html

もしも、事故が発生したら...



三井住友海上火災保険㈱
& 事故受付センター(24時間受付)
☎0120-258-189

【重要なお願い】

・110番又は交番・警察署へ事故の届け出を行ってください。
・事故受付センターにお電話の際は、はじめに「TSマークの事故の件です」とお伝えください。
・TSマークの「色」、「自転車安全整備士番号」、「点検基準日」を確認し、事故受付センターにご連絡ください。確認ができない場合は、加入確認ができず、事故対応ができません。

1年ごとの更新を忘れずに!



1年



TSマーク付帯保険の有効期間は1年です

毎年1回は点検整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

乗る前の
点検ポイントは
ここ!



ポイント1 ブレーキ



まず、何より大切なのはブレーキ!!
ちゃんと利きますか?

ポイント2 タイヤ



傷やヒビはありませんか?
すり減っていませんか?
空気は入っていますか?

ポイント3 反射材



横から見て、反射材が地面から
垂直になっていますか?

ポイント4 車体



フレームに亀裂はありませんか?
ハンドルやサドルに、がたつきや
ぐらつきはありませんか?
チェーンに錆びやたるみはあり
ませんか?

ポイント5 ライト



ちゃんとつきますか?